

デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託 質問回答書

該当箇所	質問	回答
提案書作成要領 「5 提案書の 内容」	p2 (2) 本調査におけるデジタル社会の基盤整備の検討対象の箇所について →都市OSやデジタルツイン等について、具体的な提案をさせて頂く際に、例えばFIWAREなどの名前の記載はどこまで可能か？	提案において、具体名称を記載することについては支障ありませんが、提案者を特定されないようなご配慮をご検討ください。
提案書作成要領 「7 提案書の 提出」	提案書様式（要領5）については、印刷のための余白などを考慮したうえで、枠線なしで提案書を作成してもよろしいでしょうか。	提案に際しては、所定の様式に基づき作成してください。なお、所定の様式以外の書類については受理しません。
提案書作成要領 「7 提案書の 提出」	提案の前提事項については、直接の提案評価項目でないため、様式5ではなく別紙による提出としてよろしいですか。	提案に際しては、所定の様式に基づき作成してください。なお、所定の様式以外の書類については受理しません。
提案書作成要領 「8 プロポーザ ルに関するヒア リング」	提案書正本については、社名や社名を想起させるものを伏せる必要がありますか。	社名や社名を想起させるものについては、本市において黒塗り等の対応を行うため、提案内容において企業名を伏せる必要はございません。
業務説明資料 「6 業務概要 (1)」	業務説明資料中、6(4)にて、広報資料の作成に関し、その具体的な内容・媒体は協議となっております。媒体は市公式アカウントでの発信がメインとの認識ですが、有料広告などの想定はありますか。もしSNSで有料広告など含めてデジタルマーケティングを実施し、効果測定の数値を取るなどとなった場合、その費用は現在設けられている枠外（貴市の負担）と理解してよろしいでしょうか。	広報資料の具体的な内容・媒体は、契約後、委託者と受託者との協議の上、決定することといたします。なお、6（4）の業務内容については、広報用資料の作成であり、実際の広報活動を行うものではありません。

<p>業務説明資料 「6 業務概要 (2)」</p>	<p>業務説明資料中、6(2)にて、本調査におけるデジタル社会の基盤整備により生み出されるデジタルソリューション(サービス)をそれぞれ3つ程度、検討・例示するとありますが、こちらは、6(1)にて検討を行う、ニーズに対応するデジタルソリューション(サービス)として抽出する5つと重複してもよろしいですか。</p>	<p>契約後、委託者と受託者との協議の上、決定することといたします。</p>
<p>業務説明資料 「6 業務概要 (4)」</p>	<p>p4 6 業務概要 エ モデル実証ソリューション候補の検討 →モデル地区実証は、いつ、何か所程度を予定しているのか？</p>	<p>モデル地区実証の事業スケジュール・地区数については、本業務委託の調査結果も踏まえ検討するため、現時点で未定です。</p>